

伊賀市市政出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）第2章の規定及び市政に関する情報を市民と共有するための指針に基づき、伊賀市（以下「市」という。）が市の現状や取組をはじめとする市政に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民の市政参画の機会を拡大することを目的として行う伊賀市市政出前講座（以下「出前講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供する出前講座の設定)

第2条 市は、出前講座のテーマ及び内容をあらかじめ設定し、これを示すものとする。

2 市は、前項の規定により示す出前講座以外の内容の出前講座について実施の要望があったときは、検討の上実施の可否を決定するものとする。

(出前講座の利用)

第3条 出前講座は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成員に含まれる団体が利用することができる。

2 出前講座の利用は、原則として当該出前講座を受講する者が10名以上であることが見込まれることを要する。

3 前項の出前講座を受講する者は、原則として市内に在住し、在勤し、又は在学する者とする。ただし、当該出前講座を利用しようとする団体の構成員であることを要しない。

(利用の申込み等)

第4条 出前講座を利用しようとする団体は、出前講座の実施を希望する日の1月前までに、利用を希望する出前講座を所管する課に伊賀市市政出前講座申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

2 前項の規定による申込みを受けた課は、当該団体に対し実施の可否を連絡するとともに、出前講座を実施する場合にあっては、日程その他出前講座の実施に当たって必要な事項について調整を行うものとする。

3 第1項の規定による申込みを受けた課は、出前講座の実施の有無にかかわらず、提出された伊賀市市政出前講座申込書の写しを秘書広報課に提出するものとする。

(実施する場所)

第5条 出前講座を実施する場所は、当該出前講座を利用する団体がその責任において確保するものとする。

2 出前講座を実施する場所は、市域内に限る。

(利用料等)

第6条 出前講座の利用は、無料とする。

2 出前講座の実施に係る会場使用料その他必要な費用は、当該出前講座を利用する団体がこれを負担するものとする。

(実施結果の報告)

第7条 出前講座を利用した団体は、その利用後速やかに伊賀市市政出前講座受講アンケート（様式第2号）を当該出前講座を所管する課に提出するものとする。

2 前項の規定による伊賀市市政出前講座受講アンケートの提出を受けた課は、その写しを秘書広報課に速やかに提出するものとする。

(利用回数の上限等)

第8条 出前講座の利用回数の上限は、これを設けない。ただし、出前講座は、これを濫用することなく、良識をもって利用しなければならない。

(実施の制限)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのあるとき。

(2) 政治若しくは宗教に関する活動又は営利を目的とした催しに係るおそれのあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する出前講座の目的に反するおそれのあるとき。

(安全な実施の確保)

第10条 出前講座を利用する団体及び所管する課は、その役割に応じて、出前講座を安全に実施するために必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、出前講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

伊賀市市政出前講座申込書

伊賀市市政出前講座を次のとおり申し込みます。

申込日： 年 月 日

1 申込団体について

申込団体	名称						
	種類	自治会・町内会 市民グループ 学校 P T A 事業者 その他（ ）					
連絡先		担当者名					
		電 話		FAX			
		メールアドレス					

2 出前講座について

希望テーマ	No：	テーマ名：
希望日時	第1希望	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	第2希望	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会 場	名 称	
	所在地	
参加予定 人数	人	
備 考	(特に知りたいことや連絡事項があればご記入ください。)	

3 注意事項について

☐ 下記注意事項を了解しました。（チェックしてください。）

- ★伊賀市市政出前講座は、主として市政の説明を行うものです。
要望や苦情、交渉などをする場ではありませんので、趣旨をご理解の上ご利用ください。
- ★政治活動、宗教活動、営利目的、その他出前講座の趣旨に適さない場合は利用することができません。
- ★出前講座を開催する場合は、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策をお願いします。
対策が不十分な場合や感染拡大のおそれがある場合は、開催の延期やお断りをする場合があります。

伊賀市市政出前講座 受講アンケート

記入日： 年 月 日

1 申込者について

団体などの 名称				
連絡先	担当者名			
	電 話		FAX	
	メールアドレス			

2 講座について

講座テーマ	No： テーマ名：
実施課名	
受講日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
会場名	
受講人数	計（ ）人 ※男性（ ）人 女性（ ）人

※男女共同参画社会の実現に向け参考にお聞きます。

3 以下のアンケートにご回答ください

設定時間	1. 長かった 2. ちょうどいい 3. 短かった
内 容	1. わかりやすかった 2. 普通 3. わかりにくかった
感 想	

★このアンケートは出前講座の利用後速やかに当該講座の実施課へご提出ください。

伊賀市市政出前講座テーマ一覧

※受講したい講座テーマ選び、申込書を各担当課までファックス・メール・郵送・持参で提出してください。

ジャンル	No.	講座名	内 容	担当課	電 話	FAX	メール
市政・計画	市政・計画						
	1	情報公開制度・個人情報保護制度について	情報公開制度や個人情報保護制度の内容をわかりやすく説明します。	総務課	22-9601	22-9672	soumu@city.iga.lg.jp
	2	伊賀市自治基本条例について	条例の見直し検討の内容などを資料を使って説明します。	総合政策課	22-9620	22-9672	sougouseisaku@city.iga.lg.jp
	3	総合計画について	総合計画の成り立ちや内容等について、概要版やウェブ版を使って説明します。	総合政策課	22-9620	22-9672	sougouseisaku@city.iga.lg.jp
	4	定住自立圏構想について	伊賀市と京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村で形成する「伊賀・山城南・東大和定住自立圏」について、成り立ちの経緯と取り組み状況などについて説明します。	総合政策課	22-9620	22-9672	sougouseisaku@city.iga.lg.jp
	5	市の入札契約について	市が行う入札契約（工事・委託業務・物品購入等）の仕組みについて説明します。	契約監理課	22-9810	22-9837	keiyaku@city.iga.lg.jp
	6	公共施設最適化計画と当該地区周辺施設の方向性について	伊賀市が所有する公共施設の今後のあり方をまとめた公共施設最適化計画と、その計画における当該周辺施設の方向性について説明します。	資産経営課	22-9690	24-2440	fm@city.iga.lg.jp
	7	伊賀市の財政状況	伊賀市の財政状況について説明します。	財政課	22-9608	24-2440	zaisei@city.iga.lg.jp
	8	伊賀市都市マスタープランについて	「伊賀流多核連携型都市」を伊賀市の将来都市像に掲げた10年間の計画がスタートしたことから、その内容を説明します。	都市計画課	22-9731	22-9734	tokei@city.iga.lg.jp
	くらし・まちづくり						
	9	デジタル社会ってどんな社会？	市では、市民の皆さんが安心安全に暮らすことができ豊かさを実感していただけるデジタル社会の実現に向け取り組みを行っています。デジタル社会の到来により、皆さんの日常にどのような変化や利便性をもたらすのかを、具体例を交え分かりやすく説明します。	デジタル自治推進局	22-9622	22-9672	dx@city.iga.lg.jp
	10	地域おこし協力隊の制度について	地域おこし協力隊の制度についての説明、他地域での導入例の紹介を行います。	地域創生課 移住定住係	22-9680	22-9672	chisou@city.iga.lg.jp

伊賀市市政出前講座テーマ一覧

※受講したい講座テーマ選び、申込書を各担当課までファックス・メール・郵送・持参で提出してください。

ジャンル	No.	講座名	内 容	担当課	電 話	FAX	メール
くらし・まちづくり	11	eLTAX(地方税ポータルシステム)での提出について	eLTAXの基礎的なこと、特別徴収、給与支払報告書、法人市民税に関する書類提出時の注意点について説明します。	課税課	22-9613	22-9618	kazei@city.iga.lg.jp
	12	税証明と市税の納付方法	○市税の種類や収入の内訳 ○税証明と市税の納付方法等 ・市税の納付方法について・税証明の種類について説明します。	収税課	22-9615	22-9618	shuuzei@city.iga.lg.jp
	13	住民自治協議会への財政支援について	市が行っている住民自治協議会への支援のうち、地域包括交付金をはじめとした財政支援制度について説明します。	住民自治推進課	22-9639	22-9667	chiikidukuri@city.iga.lg.jp
	14	上野地域における住民自治協議会を中心とした住民自治の現状と将来展望について	住民自治協議会の運営や地域まちづくり計画に基づく事業等の実施について、行政として様々な支援を行っています。上野地域の住民自治協議会の現状や将来に向けての展望等について説明します。	上野支所	22-9633	22-9628	ueno-shisho@city.iga.lg.jp
	15	マイナンバーカード講座	マイナンバーカードについて説明します。 ・マイナンバーカードの概要 ・マイナンバーカードの安全性 ・マイナンバーカードに関するよくある質問等	住民課	22-9645	22-9643	juumin@city.iga.lg.jp
	16	地域安全(交通安全・防犯など)対策出前講座	交通事故を防止するための正しい交通マナー・交通安全に関する知識の習得や、防犯まちづくりに関する取り組みについてなど、地域安全に関する出前講座を実施します。	住民課	22-9638	22-9643	juumin@city.iga.lg.jp
	17	消費者トラブル未然防止出前講座	急増する消費者トラブル(訪問販売、催眠商法、点検商法)や被害を未然に防ぐために、出前講座を実施します。一方的な講義形式だけでなく、○×クイズ、ロールプレイングや寸劇など、皆さんに参加していただく体験学習なども行うことができます。	住民課	22-9638	22-9643	juumin@city.iga.lg.jp
	18	多文化共生出前講座	伊賀市には44カ国の外国人が住んでおり、人口に占める割合は6%(2021年末現在)を超えています。言葉や文化の違いからくる誤解や偏見をなくし、みんなが住みよい伊賀市であるためには、お互いのことを知り理解することが必要です。 出前講座では外国の文化や日本の生活との違いなど、身近な問題を分かりやすくお話しします。紹介できる国は、ブラジル・ペルー・タイ・インドネシア・中国・フィリピン・ベトナムです。講座の内容などについては、相談に応じますのでお気軽にお問い合わせください。	多文化共生課	22-9702	22-9641	tabunka@city.iga.lg.jp
	19	空き家問題に関する勉強会	①空き家を取り巻く状況 ②空き家の発生予防に向けて ③危険空き家の対策 ④空き家の活用事例などについて説明します。	空き家対策室	22-9676	22-9736	akiya@city.iga.lg.jp

伊賀市市政出前講座テーマ一覧

※受講したい講座テーマ選び、申込書を各担当課までファックス・メール・郵送・持参で提出してください。

ジャンル	No.	講座名	内 容	担当課	電 話	FAX	メール
教育・子ども・人権	教育・子ども・人権						
	20	人権政策課の取り組みについて	人権政策課の事業内容全般について概要を説明します。 (人権啓発推進事業、男女共同参画推進事業、非核平和都市推進事業など)	人権政策課	22-9683	22-9641	jinken-danjo@city.iga.lg.jp
	21	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)について	2016(平成28)年12月16日に、部落差別の解消の推進に関する法律が、公布・施行されました。市民の皆さんも、法律の名前は聞いたことがあるけども、今ひとつ理解できていないなど、この法律が制定された目的や意義等、部落差別の解消をめざして、一緒に考えてみませんか。	同和課	22-9689	22-9684	douwa@city.iga.lg.jp
	22	子ども・子育てを取り巻く環境について	統計結果を交えながら、出生数や人口の推移、世帯の動向、家庭や地域社会の変容などを説明します。	子ども未来課	22-9654	22-9646	kodomo@city.iga.lg.jp
	23	こそだて広場	未就学児のお子さんと保護者と一緒に遊ぼう!! ・お子さんと一緒に手遊び♪ ・絵本の読み聞かせ ・個別相談	子育て支援室	22-9665	22-9666	kosodate@city.iga.lg.jp
	24	伊賀市の学校教育について	伊賀市が取り組んでいる学校教育について説明します。	学校教育課	22-9648	22-9667	gakkou@city.iga.lg.jp
	25	学校のトイレ改修について	伊賀市内の小中学校で行ったトイレ改修工事について写真を用いてどのように行ったか過程を説明します。	学校施設室	41-0208	22-9647	gakkou-shisetsu@city.iga.lg.jp
	26	青少年健全育成の取り組みについて	青少年センターの活動状況の紹介、放課後子ども教室への取り組みや活動紹介などを行います。	生涯学習課	22-9679	22-9692	gakushuu@city.iga.lg.jp
	27	図書館の利用方法について	図書館蔵書資料の貸出・返却や他館からの取り寄せの方法など図書館の利用方法について説明します。	上野図書館	21-6868	21-8999	ueno-tosho@city.iga.lg.jp
	28	学校給食と食育について	・伊賀市の学校給食の仕組み・施設概要 ・安全対策(異物混入防止等) ・食育について説明します。	いがっこ給食センター元気	41-0888	41-0889	igakkogenki@city.iga.lg.jp
	29	いがっこ給食センター夢(中学校)について	いがっこ給食センター夢(中学校)の施設概要、給食ができるまでの流れ・学校給食の役割などについて説明します。	いがっこ給食センター夢	21-8194	21-8199	igakko@city.iga.lg.jp

伊賀市市政出前講座テーマ一覧

※受講したい講座テーマ選び、申込書を各担当課までファックス・メール・郵送・持参で提出してください。

ジャンル	No.	講座名	内 容	担当課	電 話	FAX	メール
健康・福祉	健康・福祉						
	30	地域医療と地域福祉の推進について ～連携、支え合いとつながりを大切に～	・命と健康を守る救急医療と地域医療 ・第4次伊賀市地域福祉計画に基づく、市の地域福祉推進について説明します。	医療福祉政策課	26-3940	22-9673	iryofukushi@city.iga.lg.jp
	31	障がい者の福祉サービスについて	障がい者の福祉サービスのしくみ、サービスを利用するまでの流れ、利用できるサービスの種類などを説明します。	障がい福祉課	22-9657	22-9662	shougai@city.iga.lg.jp
	32	ゲートキーパー養成講座	心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人に気づき、適切に関わるのが「ゲートキーパー」です。どんな支援が自殺対策につながるかお伝えします。	健康推進課	22-9653	22-9666	kenkousuishin@city.iga.lg.jp
	33	新型コロナウイルスワクチン接種について	これまでの接種状況・今後の接種計画（予定）などを説明します。	健康推進課 予防接種係	41-1550	22-9694	wakuchin@city.iga.lg.jp
	34	国民健康保険と後期高齢者医療が行う保健事業について	国民健康保険と後期高齢者医療では、被保険者の皆さんの健康寿命の延伸に向け健診や保健指導を実施しており、その内容を説明します。	保険年金課	22-9659	26-0151	hoken@city.iga.lg.jp
	35	介護保険制度の概要について	伊賀市の高齢者の現状や、介護保険制度の仕組みや利用方法等について説明します。	介護高齢福祉課	22-9634	26-3950	kaigo@city.iga.lg.jp
	36	高齢者・障がい者に対する虐待について	高齢者や障がい者に対する虐待の基礎知識、虐待の早期発見、養護者（虐待者）に対する支援などについて説明します。	地域包括支援センター	22-9668	24-7511	houkatsu-shien@city.iga.lg.jp
	37	認知症を予防しましょう！	認知症の予防および認知症の方への対応について、わかりやすく紹介します。	相談支援室	26-1521	24-7511	soudan-shien@city.iga.lg.jp
	38	フレイル予防でいきいき長寿	フレイルとは、「健康」と「要介護」状態の中間の段階です。健康でいきいきと過ごすために、講話や体操を通じてフレイルについて学びます。	相談支援室	26-1521	24-7511	soudan-shien@city.iga.lg.jp
	39	高齢者の権利を知ろう・守ろう	高齢者の暮らしを支える制度とは。介護保険制度や成年後見制度など高齢者の権利を守り、安心して生活するための知識をわかりやすく紹介します。	相談支援室	26-1521	24-7511	soudan-shien@city.iga.lg.jp
	40	障がい者の生活を考える	障がい者相談支援センターの紹介、地域で暮らす障がい者の支援について説明します。	障がい者相談支援センター	26-7725	24-7511	soudan-shien@city.iga.lg.jp

伊賀市市政出前講座テーマ一覧

※受講したい講座テーマ選び、申込書を各担当課までファックス・メール・郵送・持参で提出してください。

ジャンル	No.	講座名	内 容	担当課	電 話	FAX	メール
環境・水	環境・水						
	41	環境基本計画について	計画の理念や地球温暖化防止施策について資料を使って説明します。	生活環境課	22-9624	22-9641	kankyou@city.iga.lg.jp
	42	地下水保全条例について	地下水が市民共有の貴重な資源であり、水循環の保全の必要があることについて資料を使って説明します。	生活環境課	22-9624	22-9641	kankyou@city.iga.lg.jp
	43	市内の河川の水質について	伊賀市内の河川の水質の状況（水質検査結果、検査項目の説明、改善の取り組みなど）について説明します。	環境センター	20-9105	20-9107	w-kankyou-center@city.iga.lg.jp
	44	伊賀市浄化センターについて	伊賀市浄化センターの施設概要についてお話しします。また、施設見学についても引き受けます。	浄化センター	23-1179	21-8704	jouka-center@city.iga.lg.jp
	45	川上ダムについて	川上ダム建設のはなしを行います。	建設管理課	22-9723	22-9724	kensetsukanri@city.iga.lg.jp
	46	上下水道について	快適で潤いのあふれる市民生活に欠かせない上下水道の仕組みや料金、経営状況について説明します。	上下水道部 経営企画課	24-0001	24-0006	keiei@city.iga.lg.jp
文化・スポーツ	文化・スポーツ						
	47	ボッチャ体験講座	市職員、伊賀市スポーツ推進委員と一緒にボッチャを行う体験型講座です。実際にボッチャを行いながら、ルール・やり方の説明を行います。	スポーツ振興課	22-9635	22-9694	sports@city.iga.lg.jp
	48	スポーツ施策説明会	スポーツ推進計画に掲げるする・みる・ささえるの視点から考えるスポーツ推進に向けた取組について説明します。	スポーツ振興課	22-9635	22-9694	sports@city.iga.lg.jp
	49	伊賀市の指定・登録文化財について	伊賀市の指定・登録文化財の概要について解説します。	文化財課	22-9678	22-9667	bunkazai@city.iga.lg.jp
	50	文化財保護事業について	伊賀国跡、上野天神祭等の文化財保護事業について解説します。	文化財課	22-9678	22-9667	bunkazai@city.iga.lg.jp
	51	歴史的風致維持向上計画について	平成28年に認定された歴史的風致維持向上計画の概要、重点区域である上野城下町、島ヶ原、阿保地区等の事業について、概要と取り組みについて解説します。	文化財課	22-9678	22-9667	bunkazai@city.iga.lg.jp
	52	地域の文化財について	地域の身近な文化財について解説します。	文化財課	22-9678	22-9667	bunkazai@city.iga.lg.jp

伊賀市市政出前講座テーマ一覧

※受講したい講座テーマ選び、申込書を各担当課までファックス・メール・郵送・持参で提出してください。

ジャンル	No.	講座名	内 容	担当課	電 話	FAX	メール
経済・産業・観光	経済・産業・観光						
	53	伊賀市がめざす観光まちづくり	・DMOとは？ ・伊賀市観光振興ビジョン ・2025年大阪・関西万博に向けて ・にぎわい忍者回廊PFI事業（忍者体験施設）	観光戦略課	22-9670	22-9695	kankou@city.iga.lg.jp
	54	IGAMONOについて	伊賀ブランド「IGAMONO」とは伊賀の風土と暮らしが育み、伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な「伊賀産」（伊賀産品）とその生産または製造等に携わる「伊賀者」（事業者等）を伊賀ブランド「IGAMONO」として認定しているものです。その詳細や施策について説明します。	商工労働課	22-9669	22-9695	shoukou@city.iga.lg.jp
	55	中心市街地活性化とにぎわい創出について	第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画に基づき、計画の目標指標と事業の進捗状況により、現状と課題を説明します。 市の重点施策である、旧庁舎を活用した「にぎわい創出」の取組等についても説明を行います。	中心市街地推進課	22-9825	22-9695	shigaichi@city.iga.lg.jp
	56	地域ぐるみの獣害対策	地域住民が一丸となって行う「鳥獣被害対策」の有効性について説明します。	農林振興課	22-9714	22-9715	nourin@city.iga.lg.jp
	57	産業用地の創出と企業誘致の取組について	産業用地の創出と企業誘致により人口減少への歯止め、若者の定住をめざす！	企業用地整備課	22-9727	22-9724	kiseibi@city.iga.lg.jp
道路・公園・交通	道路・公園・交通						
	58	地域に合う交通の見つけ方（地域運行バス補助制度ほか）	地域の公共交通利用状況データをお示しします。 地域運行バスの導入方法や、その他の運行形態の事例などをお話します。	交通政策課	22-9663	22-9694	koutsuu@city.iga.lg.jp
	59	道路の維持管理について	道路河川課では安心・安全でスムーズに移動できるよう、市民の皆様の協力も得ながら、道路の維持管理を進めています。生活基盤の強化と移動しやすい道路網の維持のために自治会等においてご協力いただける側溝清掃や草刈りの際に、市から補助させていただける土砂の処分や燃料費支給等の内容について説明します。	道路河川課	22-9725	22-9724	dourokasen@city.iga.lg.jp

伊賀市市政出前講座テーマ一覧

※受講したい講座テーマ選び、申込書を各担当課までファックス・メール・郵送・持参で提出してください。

ジャンル	No.	講座名	内 容	担当課	電 話	FAX	メール
防災・消防	防災・消防						
	60	防災に関すること	・防災全般、地震災害、風水害について説明します。 (防災講話、災害図上訓練(DIG)、避難所運営ゲーム(HUG)の開催、地域防災訓練への助言、伊賀市防災情報アプリHAZARDON・防災・情報メール登録説明 など)	防災危機対策局	22-9640	24-0444	kikikanri@city.iga.lg.jp
	61	ため池管理及び防災工事について	ため池における災害及び防災工事について説明します。	農村整備課	22-9718	22-9695	nouson@city.iga.lg.jp
	62	木造住宅の耐震にかかる支援事業について	旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)で建設された木造住宅の耐震について、伊賀市が実施している支援事業の概要を説明します。	住宅課	22-9737	22-9736	jutaku@city.iga.lg.jp
その他	その他						
	63	選挙のしくみ	選挙制度について、わかりやすく説明します。	選挙管理委員会事務局	22-9601	22-9672	senkyo@city.iga.lg.jp
	64	監査に関すること	監査制度について、わかりやすく説明します。	監査委員事務局	22-9740	22-9741	kansa@city.iga.lg.jp

市政出前講座実施の流れ（担当課がやること）

伊賀市市政出前講座申込書（様式第 1 号）を受付（FAX・郵送・持参・メール）



実施の有無に関わらず申込書（様式第 1 号）の写しを秘書広報課広聴広報係に提出



受付から 5 営業日以内に申し込み団体の担当者に実施の可否などを連絡



出前講座の日程・場所・内容・準備物などを打ち合わせ



出前講座で講師を務める



団体担当者に伊賀市市政出前講座アンケート（様式第 2 号）を記入してもらう



秘書広報課広聴広報係にアンケート（様式第 2 号）の写しを提出



Q1. 市政出前講座って？

A. 市職員が地域に出向き、市の取り組みや市政情報を市民にわかりやすく伝えることで、市民の市政参画の機会を増やすことを目的とした制度です。

※要望や苦情、交渉などをする場ではありません。



Q2. 市政出前講座は誰でも利用できる？

A. 市内在住・在勤・在学の人が含まれる10人以上の団体であれば誰でも利用できます。

※ただし、公序良俗に反するおそれがあるときや、政治・宗教に関する催し・営利目的の催しのなかでは実施しません。



Q3. 申し込みはどこに・いつまで？

A. 原則、講座の実施希望日の1カ月前までに、受講したい講座テーマの担当課まで申込書（様式1）を提出（FAX・郵送・持参・メール）します。

★担当課は、申込書を受付後、実施する・しないに関わらず写しを広聴広報係まで提出してください。





Q4. 会場は？

- A. 会場は伊賀市内に限ります。講座を利用する団体に責任をもって確保していただきます。
また、会場使用料など必要な費用は、講座を利用する団体が負担することとします。



Q5. 出前講座が終わったらやることは？

- A. 講座を利用する団体の代表者にアンケート(様式2)を記入してもらいます。担当課は、提出されたアンケートの写しを広聴広報係まで提出してください。



Q6. 「〇〇についての講座をしてほしい」と要望があったときは？

- A. 市ホームページで公開中のテーマ以外の内容で実施の要望があったときは、担当課で検討し、実施の可否を決定してください。

